

# 産業廃棄物の事業場外保管の届出について (手引き)

(平成 23 年)

函 館 市 環 境 部  
環 境 対 策 課

## ◇趣旨

これまで、産業廃棄物の保管を排出事業者が自ら行う場合、許可等の事前手続きが不要であったことから、産業廃棄物の保管基準（法第12条第1項）に違反するような保管が行われた場合であっても、大規模な事案となるなど外観上明らかになるまで発覚されないケースが多く、さらに違反を行った事業者を把握する手だてがなかったことから、改善命令等による指導を行うなど迅速な対応に支障を来たしてしまいう状況が全国的に見受けられた。

このことから、排出事業者が一定規模以上の産業廃棄物を生ずる事業場の外において保管を行う場合、都道府県知事および政令で定める市長（以下「都道府県知事等」という。）が把握できる仕組みを設けることにより、不適正保管の早期発見による生活環境保全上の支障の発生の未然防止および拡大防止のため、平成22年の法改正において、あらかじめ、都道府県知事等に届け出ることが義務づけられました（法第12条第3項）。

## ◇届出対象

本市内において、次の①から③の全ての要件を満たすような保管を行おうとする事業者は、あらかじめ、産業廃棄物事業場外保管届出書（様式第2号の4）を函館市長に提出しなければなりません。

- ①事業者が産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物を保管する場合  
→事業場の外とは、産業廃棄物を生じた事業場と保管場所が空間的に同一のものと考えられない場所のことをいいます。
- ②建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を保管する場合  
→建設工事とは、土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部または一部を解体する工事を含む。）のことをいいます。
- ③保管の用に供される場所の面積が300㎡以上の場合  
→面積の算定方法は、環境対策課までご相談ください。

- ※ 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、元請業者が事業者となるため（法第21条の3第1項）、元請業者が届出を行う必要があります。
- ※ 保管の用に供する面積とは、保管を行う事業場敷地のうち実際に保管を行う面積を指します。  
同一敷地内において、保管を行う場所が複数ある場合にはその面積の合計が300㎡以上ある場合には、届出が必要となります。
- ※ 特別管理産業廃棄物を保管する場合も、同様に特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書（様式第2号の10）を提出する必要があります（法第12条の2第3項）。
- ※ 次に掲げる保管については、本制度による届出対象から除外されています（規則第8条の2の2第1号～3号）。

- ▶ 産業廃棄物収集運搬業者または産業廃棄物処分業者の事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管
- ▶ 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設において行われる保管
- ▶ PCB特別措置法第8条の規定による届出に係るPCB廃棄物の保管

#### ◇届出時期

届出書は、次に掲げる場合を除き、保管行為をする前に提出しなければなりません。※本市の場合、現地確認等、届出内容の確認を行う場合があるため、保管を行う10日前までに届出書を提出してください。

非常災害のために必要な応急措置として事業場外で保管を行った場合保管を行った日から起算して14日以内に、届出書を提出しなければなりません（法第12条第4項、法第12条の2第4項）

→ 「非常災害のための必要な応急措置として行う場合」とは、非常災害（例えば、地震や水害等）のためにそれまで保管していた場所が使えなくなり、やむを得ず別の場所で保管する場合をいいます

#### ◇届出

##### （1）記載事項（規則第8条の2の4第1項）

届出書は、次に掲げる事項を記載した様式第2号の4（特別管理産業廃棄物については様式第2号の10）を提出してください。

◆ 氏名または名称および住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

◆ 保管の場所に関する事項

▶ 所在地

▶ 面積

▶ 保管する産業廃棄物の種類

▶ 積替えのための保管上限※または処分等のための保管上限※

▶ 屋外において容器を用いずに保管を行おうとする場合にあつては、その旨および産業廃棄物の高さの上限（最大保管高さ）

◆ 保管の開始年月日

※ 保管上限は、面積や囲いの有無などから算出できる保管場所の構造上、保管可能な数量を超えてはなりません。また、保管上限の算出根拠となる計算書を添付してください。

(2) 添付書類等（規則第8条の2の4第2項）

届出書には、次に掲げる書類および図面を添付してください。

- ◆ 届出者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類
  - ▶ 保管の場所が届出者の所有する土地である場合  
土地の登記事項証明書※等
  - ▶ 保管の場所が届出者の所有する土地でない場合  
土地に係る賃貸借契約書その他の当該土地の使用権原を証する書類の写し  
および土地の登記事項証明書※等
- ◆ 保管の場所の平面図および付近の見取図
  - ▶ 保管の場所の位置が確認できるよう縮尺、寸法等を記載した住宅地図等の写し
  - ▶ 保管の場所の面積が確認できるよう縮尺、寸法等を記載した測量図、公図等の写し
  - ▶ 保管の場所の配置が確認できるよう縮尺、寸法等を記載した見取図

※ 登記事項証明書は、3か月以内に発行されたものとしてください。

◇届出の変更等

(1) 届出事項を変更する場合（規第8条の2の5第1項）

保管の届出を行った事業者は、届け出た事項を変更しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物事業場外保管変更届出書（様式第2号の5，特別管理産業廃棄物については様式第2号の11）を函館市長に提出しなければなりません。

- ◆ 氏名または名称および住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ◆ 変更の内容
- ◆ 変更の理由
- ◆ 変更予定年月日

※ 保管場所の所在地または面積を変更する場合、変更後の保管場所を使用する権原を有することを証する書類並びに保管場所の平面図および付近の見取図を添付しなければなりません（規則第8条の2の5第2項）。

(2) 保管をやめた場合（規第8条の2の6）

届出を行った事業者は、保管をやめた場合、やめた日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物事業場外保管廃止届出書（様式第2号の6、特別管理産業廃棄物については様式第2号の12）を函館市長に提出しなければなりません。

- ◆ 氏名または名称および住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ◆ 保管場所の所在地
- ◆ 廃止の理由
- ◆ 廃止年月日

◇保管基準

(1) 産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の収集または運搬にあたり、事業者が自ら当該廃棄物を保管する場合は次に掲げる基準を満たして行わなければならない（法第12条第1項、法第12条の2第1項、令第6条第1号、令第6条の5第1項第1号）。

① 産業廃棄物の保管は、積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと

② 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること

③ 見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項<sup>\*</sup>を表示した掲示板（縦および横が60cm以上）が設けられていること

※ その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項とは、次に掲げる事項です。

- 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。）
- 保管場所の管理者の氏名または名称および連絡先
- 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、最大保管高さ（次頁④参照）
- 当該保管場所において保管することができる保管上限（次頁⑦参照）

< 掲示板の表示例 >

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック類 がれき類
管理者の氏名または 名称および連絡先	△△工業（株） 担当 △△ △△ 函館市〇〇町□□一×× 電話0138-×××-××××
最大保管高さ	〇m
保管上限	△△m <sup>3</sup>

60cm以上

④保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないように、措置※を講ずること

※ 措置とは、次の措置のことです

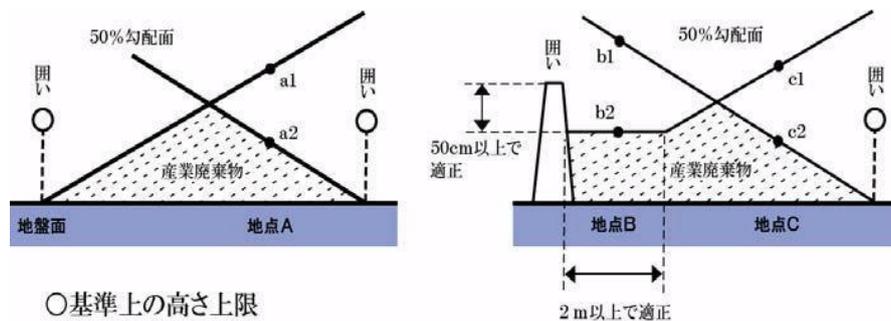
➤ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域および地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと

➤ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、最大保管上限を超えないようにすること

○ 廃棄物が囲いに接しない場合

囲いの下端から勾配 50% (約 26.5°) 以下の高さ

○ 廃棄物が囲いに接する場合(直接負荷部分のある壁) 囲いの内側 2m は囲いの高さより 50cm の線以下とし、2m 以上の内側は勾配 50% 以下の高さ



○基準上の高さ上限

・地点A;a2

地点B;b2

地点C;c2

※50%勾配面とは起点から水平距離2mに対して垂直に1m上昇した点を結ぶ面

➤ その他必要な措置

⑤ 保管の場所には、ねずみが生息し、および蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること

⑥ 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、その他の物と混合するおそれがないように、仕切り等を設ける等必要な措置を講ずること

⑦ 保管する産業廃棄物の数量が、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること(規則第7条の4で定める場合は除く)

#### ◇提出・問合せ先

函館市環境部環境対策課産業廃棄物対策担当

〒040-0034 函館市大森町21番12号

電話 0138-85-8324

FAX 0138-85-8279

**■排出事業者が産業廃棄物を事業場外で保管する際の事前届出制度に関する  
Q&A(環境省「平成22年改正廃棄物処理法Q&A集」抜粋)**

**Q 1.** 囲いが設置されていない保管場所の面積はどのように算定するのですか

**A 1.** 囲いを設置せずに廃棄物を保管することは、処理基準違反です。ただし、保管場所の面積の算定に当たっては、保管の用に供される場所の面積により算定することとなります

**Q 2.** 事業者が複数の保管施設を有している場合、届出単位は事業者ごと又は保管施設ごとのどちらとなるのですか

**A 2.** 届出単位は、事業者ごととなります

**Q 3.** 事業場外に複数の保管場所を有する場合、それぞれの保管場所は300㎡未満であるが合計した面積が300㎡以上であるときに届出は必要ですか

**A 3.** それぞれの保管場所が離れた場所にあり、空間的に異なる場所であれば届出は不要ですが、空間的に同一の場所と言える場合には、届出は必要です

**Q 4.** 保管の用に供される場所の面積の判断として、例えばコンテナを用いて保管する場合、どのように計算すればよいですか

**A 4.** コンテナにより保管が行われている場合には、当該コンテナの底面積の合計により計算します

**Q 5.** 建設工事には、プラントの設置・撤去・一部改造などの工事は含まれますか

**A 5.** 含まれ得ます

**Q 6.** 敷地面積が300㎡以上である建物を解体し、解体現場において廃棄物を保管することがあります

この場合も届出が必要ですか

**A 6.** 当該届出制度の対象は、事業場外において保管する場合に限定されていることから、事業場である解体現場内において保管する場合には、届出の必要はありません